

伊勢崎市監査委員告示第 7 号

公 表 書

令和2年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 1 2 月 7 日

伊勢崎市監査委員	猪俣 健
同	光山 喜一郎
同	鈴木 良尚

記

1 財政援助団体等監査報告書

公の施設の指定管理者

社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会

令和 2 年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年 3 月 1 2 日監査委員訓令甲第 1 号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の日程及び対象

令和 2 年 1 0 月 5 日（月）

公の施設の指定管理者

社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会

（対象施設）

伊勢崎市福祉作業所（福祉こども部障害福祉課）

（対象事業）

地域活動支援センター事業

デイサービス事業

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、管理に関する協定等の締結は適正に行われているか、協定書等には必要事項が適正に記載されているか、管理経費の算定や支出手続等は適正になされているか、事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に関しては、事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか、経費節減は図られているか、利用促進のための努力はなされているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 契約関係について

オ 物品の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、現地において施設の状況について確認し、その後監査委員執務室にて提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

伊勢崎市福祉作業所は、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援するため、地域活動支援センター事業（Ⅱ型）と在宅の重度心身障害者等に対するデイサービス事業を行う施設である。平成18年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、制度導入時から社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会が指定を受けて管理運営を行っている。

運営については施設の設置目的に沿って行われており、基本協定に基づく義務の履行についても概ね適正に実行されていた。

事務執行については、経理関係において、利用者が受領する工賃領収書の受領日が利用者の欠席の日となっているもの、月次試算表で差引簿と支出調書の金額が相違しているもの、法人内の他施設が管轄する業務及び物品の購入に係る一部の経費を、伊勢崎市福祉作業所が支払っていたものがあった。今後は、会計処理規程を遵守し、財務事務の適正な執行を念頭にチェック体

制の充実と適切な処理を行うよう望むものである。

これからも引き続き関係部局と連携を図り、各種事業を実施しながら、障害のある人が自立した地域支援生活を送れるように、適正な管理運営を期待するものである。